

第1号議案

海星高等学校同窓会会則改正

改正前

第9条（入会及び入会金）

本会への入会は母校卒業時とし、卒業生としての荣誉と誇りの基、全卒園生が入会する。又、その際入会金として8,000円を納入するものとする。

附 則

本会則は、平成 9年10月26日から実施する。

本会則は、平成13年10月13日より一部改正施行する。

改正後

第9条（入会及び入会金）

本会への入会は母校卒業時とし、卒業生としての荣誉と誇りの基、全卒業生が入会する。又、その際入会金として10,000円を納入するものとする。

附 則

本会則は、平成 9年10月26日から実施する。

本会則は、平成13年10月13日より一部改正施行する。

本会則は、平成24年9月29日より一部改正施行する。